

(仮称)八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例

【素案の原案】

(条例制定の背景や趣旨)

私たちのまち八王子市は、高尾山に代表される緑豊かな自然や、地域性豊かな歴史や伝統文化に生まれ、多くの人々が暮らすまちです。また、多くの大学等が立地する、全国有数の学園都市でもあるなど、様々な地域資源に恵まれたまちです。このようなまちの形成の礎となったのが、地縁による住民相互の協力と支えあいです。

町会・自治会は、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流や、防犯・防災、福祉、子育て、教育など、地域課題解決に向けた様々な取り組みにより、「市民力・地域力」の源泉となって、地域コミュニティの醸成と八王子市の発展に大きく寄与してきました。

また近年では、全国各地で発生している自然災害を契機として、地域住民のつながりや、災害に備える共助の重要性についての認識が高まっています。

一方で、少子高齢社会の急速な進展や核家族化などの社会環境や生活形態の変化、価値観の多様化などから、町会・自治会への加入世帯数の減少が続いており、現役世代の新たな担い手の確保や、役員の高齢化に伴う後継者育成が課題となっています。

このような状況において、これまで醸成してきた地域コミュニティを維持し、次世代を担う子どもたちにつなげていくためには、町会・自治会が、八王子市町会自治会連合会をはじめ、地域住民協議会、地域で活動する様々な団体と連携、協力して地域のつながりを強化し、住民相互の協力と支え合いによる共助の精神によって、活発な地域活動が重要であります。

ここに、町会・自治会は本市にとって大切な財産であり、協働によるまちづくりの重要なパートナーであることを位置付け、その活動を支援し、地域住民が支え合い、心豊かに安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

(目的)

この条例は、町会・自治会等の活動の活性化を推進するために、基本理念を定め、町会・自治会等の位置付け及び役割並びに市の責務並びに市民、大学等及び事業者の役割を明らかにすることにより、町会・自治会等の活動を支援し、市民相互がつながり合い、支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とします。

(定義)

本文において使用する用語は、次のように定義します。

- ① 市民 市内に居所を有する人としています。
- ② 町会・自治会等 住民が地縁に基づき自主的に形成及び組織した団体（地域コミュニティ活動を行う管理組合を含む。）としています。
- ③ 地域コミュニティ 市民相互のつながりを基礎とする地域社会としています。
- ④ 大学等 市内に立地している大学、短期大学、高等専門学校としています。

- ⑤ 事業者 市内に事務所または事業所を有する個人または法人、その他の団体として
います。
- ⑥ 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理を業として行う
者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）としています。

(基本理念)

町会・自治会等の活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行います。

- ① 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力に基づき、地域の一員として自
主的かつ主体的な活動により、地域のつながりを強めるものとします。
- ② 町会・自治会等の活動を行うにあたっては、市民の多様な価値観及び自主性が尊重
されるものとします。
- ③ 市民、事業者、地域活動に関わる団体、大学等との相互理解と連携により、地域コ
ミュニティの発展に資するものとします。

(市の責務)

市は、市民の自発的な町会・自治会等への加入、又は町会・自治会等を自主的に設立
することを促進するために必要な支援を行うものとします。

2 市は、町会・自治会等に対する市民の理解と関心を深め、町会・自治会等の活動へ
の参加を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な支援措置を講ずるものと
します。

3 市は、町会・自治会等の役割が重要であることに鑑み、その活動の活性化に関する
施策の実施にあたっては、町会・自治会等と日頃から意見交換を行い、その意見を勘案
し実施するものとします。

4 市は、町会・自治会が自主的かつ自立的に組織されたものであることに鑑み、市が
協力を依頼するにあたっては、関係する部署間の連携に努め、その負担が過重になら
ないようなものとします。

(町会・自治会等の役割)

町会・自治会等は、基本理念にのっとり、市民の自発的な加入を促進するとともに、
その活動にあらゆる世代の市民、大学等及び事業者が、参加や協力をしやすいものとな
るよう努めるものとします。

2 町会・自治会等は、その運営について、透明性の更なる向上を図り、市民が参加し
やすい開かれた組織づくりに努めるものとします。

3 町会・自治会等は、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために他の町会・自
治会等をはじめ、地域で活動する団体、大学等及び事業者との連携及び協力に努めるも
のとします。

(市民の役割)

市民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域の一員であることを認識し、市民同士が支え合い、安心して快適に暮らすために、自らの居住する地域の町会・自治会等に参加するよう努めるものとします。

2 市民は、自らが居住する地域の町会・自治会等が行う活動に参加し、及び協力することにより、その活動の活性化の推進に努めるものとします。

(大学等の役割)

大学等は、地域コミュニティの重要性を理解し、所在する地域の一員であることを認識し、教員、学生とともに、町会・自治会の活動に参加し、及び協力を努めるものとします。

(事業者の役割)

事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、事務所又は事業所が所在する地域の一員であることを認識し、従業員とともに町会・自治会等の活動に参加し、及び協力を努めるものとします。

(住宅関連事業者の役割)

住宅関連事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対して、当該地域の既存の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとします。

(財政上の措置)

市は、町会・自治会等の活動の活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。